

監査報告書

2013年4月25日

一般社団法人 日本建築学会
会 長 和田 章 殿

一般社団法人 日本建築学会

監 事 緑川 光正



監 事 新宮 清志



私たち監事は、2012年4月1日から2013年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行ならびに会計について監査をいたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人から職務の執行状況について報告を受け、事業報告、財務諸表ならびに関係書類を閲覧し、理事の職務の執行妥当性を検討いたしました。
- (2) 会計監査については、新日本有限責任監査法人から別紙の報告を受け、当該年度に係る財務諸表について検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。また、理事の職務の執行に関する不正行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (2) 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

2013年4月25日

一般社団法人 日本建築学会
会 長 和田 章 殿

一般社団法人 日本建築学会

監 事 緑川 光正



監 事 新宮 清志



私たち監事は、2012年4月1日から2013年3月31日までの事業年度の公益目的支出計画実施報告書に関する監査をいたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人から職務の執行状況について報告を受け、事業報告、財務諸表ならびに関係書類を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る公益目的支出計画実施報告書の妥当性を検討いたしました。

2. 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令および定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく示しているものと認めます。

以 上